

2014年2月26日 全13頁

バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和

【最終報告】レポ、デリバティブのネットティングを一部容認

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年1月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、レバレッジ比率の改訂版（改訂テキスト）を公表している。
- 改訂テキストは、2013年6月に公表された市中協議文書に寄せられたコメント及び銀行データの慎重な検討・分析を踏まえ、レバレッジ比率の枠組みに係る最終報告を示したものである。
- 改訂テキストは、エクスポージャー額（分母）の計測方法において、いくつかの点で市中協議文書を緩和している。
- 変更点のうち、とりわけ金融業界から歓迎されたのが、レポ取引等のSFTにおけるネットティングの許容である。というのも、市中協議文書が提案していたようにネットティングを一切認めないこととした場合、日米欧の大手行は、レポ取引による借入に対し、合わせて少なくとも1800億ドル相当の資本を上乗せする必要があるとまで報じられていたためである。
- そこで、次なる議論の焦点は、レバレッジ比率の分子の行方に移行している。
- まずは、目下「3%」とされている最低要件であるが、米国の提案（2013年7月）は一定の規模の銀行持株会社に対してTier1ベースで5%（対象行の中の預金取扱銀行については6%）のレバレッジ比率を要求しており、BCBSの議論に影響を与える可能性がある。
- また、目下「Tier1」とされている資本の内容であるが、BCBSはこれを「普通株式等Tier1」に厳格化する可能性を示唆している。
- 実施スケジュールとしては、2013年1月から2017年1月までの試行期間において3%の比率をテスト、その試行期間の結果を踏まえて2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行することを視野に2017年中に最終調整をする（開示は2015年1月から）。

[目次]

■ <u>1. はじめに</u>	2
■ <u>2. レバレッジ比率の概要</u>	2
■ <u>3. 連結の範囲</u>	3
■ <u>4. 資本（分子）の定義</u>	4
■ <u>5. エクスポージャー額（分母）の計測方法</u>	4
■ <u>6. 開示要件</u>	9
■ <u>7. 実施スケジュール</u>	11
■ <u>8. おわりに</u>	12

1. はじめに

2014年1月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、レバレッジ比率¹の改訂版（以下、「改訂テキスト」）を公表している²。

改訂テキストは、2013年6月に公表された市中協議文書「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」（以下、「市中協議文書」）³に寄せられたコメント及び銀行データの慎重な検討・分析を踏まえ、レバレッジ比率の枠組みに係る最終報告を示したものである。

本稿では、レバレッジ比率の概要を踏まえた上で、改訂テキストの内容を簡潔に紹介する⁴。

2. レバレッジ比率の概要

レバレッジ比率は、バーゼルⅢ⁵の一部を成す規制概念である。

バーゼルⅢは、自己資本規制と流動性規制の2部構成となっている。そして、前者の自己資本規制は、次の5つによって構成されている。

【バーゼルⅢの自己資本規制を構成する5つの要素】

(i) 資本の定義と最低水準

(ii) リスク捕捉

¹ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ33倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

² BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p140112a.htm>)

³ 市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、レバレッジ比率の厳格化へ」（鈴木利光）[2013年8月23日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130823_007596.html)

⁴ 改訂テキストが欧州の銀行にもたらしうる影響については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「厳しすぎたバーゼル規制に緩和の流れ」（菅野泰夫）[2014年1月20日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/europe/20140120_008112.html)

⁵ 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな規制枠組みをいう。

- (iii) 資本保全バッファー
- (iv) カウンターシクリカルな資本バッファー
- (v) レバレッジ比率

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」

これまで、バーゼルⅢの中で真っ先に思い起こされる「自己資本比率」(=自己資本/リスク・アセット)は、(i)から(iv)を指す(本稿執筆時点で、我が国の「告示」⁶にて規定されているのは、2013年から適用が開始されている(i)(ii)のみ)。

(v)のレバレッジ比率は、簡素な、非リスクベースの指標であり、リスクベースの指標である自己資本比率を補完するものである。その趣旨は、銀行部門におけるレバレッジの積み上がりを抑制することにある。

2010年12月にBCBSが公表したバーゼルⅢテキストでは、レバレッジ比率の基準の概要として、バーゼルⅢの自己資本比率におけるTier1資本⁷(経過措置も勘案)を非リスクベースのエクスポージャーで除した値が3%以上となるように提案されている(図表1参照)。

図表1 レバレッジ比率の基準の概要

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー額(オンバランス項目+オフバランス項目)}} \geq 3\%$$

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに関する市中協議文書の公表について」

こうしたレバレッジ比率の基準の概要の提案は、改訂テキストでも維持されている。

3. 連結の範囲

レバレッジ比率における連結の範囲は、バーゼル規制の自己資本比率におけるそれと同一である⁸。

バーゼル規制の自己資本比率における連結の範囲に含まれない事業体(銀行、証券、保険、一般事業会社)に出資している場合、当該事業体のエクスポージャーは銀行のエクスポージャー

⁶ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)」をいう。

⁷ バーゼルⅢの自己資本比率におけるTier1資本の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等Tier1比率(連結) <訂正版>」(鈴木利光/金本悠希) [2013年1月25日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html)

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1比率(連結) <訂正版>」(鈴木利光/金本悠希) [2013年1月25日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html)

⁸ 市中協議文書では会計上の連結対象も考慮していたが、改訂テキストではバーゼル規制上の連結対象に連結の範囲を限定している。

一額（分母）に算入されず、その出資額のみが算入される⁹。

4. 資本（分子）の定義

前記のとおり、レバレッジ比率の分子は、バーゼルⅢの自己資本比率における Tier1 資本（経過措置も勘案）である（図表 1 参照）¹⁰。

5. エクスポージャー額（分母）の計測方法

(1) 一般原則

一般原則として、エクスポージャー額（分母）の計測方法は、会計上のエクスポージャーのそれに従うこととされている（個別貸倒引当金や評価調整をネットしたベース）。

なお、貸出金と自行預金の相殺は認められない。

また、担保、保証及びクレジット・デリバティブ等の信用リスク削減手法によってエクスポージャー額（分母）に算入するエクスポージャーを減額することも、原則として認められない。

エクスポージャー額（分母）は、次の 4 つのエクスポージャーの合計額である。

【エクスポージャー額（分母）の構成要素となるエクスポージャー】

- オンバランス項目
- デリバティブ
- 証券金融取引（SFT）
- オフバランス項目

（出所）改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

以下、後記（2）から（5）にて、各エクスポージャーの内容を簡潔に紹介する。

(2) オンバランス項目

銀行は、原則として、すべてのオンバランス項目（デリバティブや証券金融取引（SFT）の担保を含む）をエクスポージャー額（分母）に算入しなければならない¹¹。

⁹ なお、その出資額が、銀行の Tier1 資本の控除項目に該当する場合、その控除額のみだけ銀行のエクスポージャー額（分母）への算入額も減額される（p. 5 参照）。

¹⁰ もっとも、BCBS は、2017 年 1 月までの試行期間（p. 11 参照）中は、レバレッジ比率の分子を「普通株式等 Tier1 資本」及び/又は「総自己資本」とした場合の影響を調査すべく、銀行からのデータ収集を継続することとしている。

¹¹ デリバティブ及び証券金融取引（SFT）のエクスポージャーの取扱いについては、後記（3）及び（4）を参照

もつとも、バーゼルⅢの自己資本比率における取扱いとの整合性を維持すべく、Tier1 資本の控除項目¹²に該当するオンバランス項目については、エクスポージャー額（分母）に算入する必要はない。

(3) デリバティブ

デリバティブのエクスポージャーには、裏付資産（参照資産）に係るものとカウンターパーティ・リスクに係るもの（カウンターパーティ・エクスポージャー）の2種類がある。レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）を計測するにあたっては、双方のエクスポージャーを勘案しなければならない。

改訂テキストでは、双方のエクスポージャーを勘案すべく、デリバティブのエクスポージャーを、バーゼルⅡのカレント・エクスポージャー方式に基づく「再構築コスト+アドオン」（バーゼルⅡネットティング¹³可）によって求めることとしている¹⁴。

これを前提として、後記の①から④にて、担保の取扱いと CCP 向けエクスポージャー及びクレジット・デリバティブの特例を紹介する。

① 担保の取扱い（一般原則）

銀行は、原則として、授受した担保を（会計上ネットティングが認められている場合も含めて）デリバティブのエクスポージャーから差し引いてはならない（ネットティングしてはならない）。

② 変動証拠金として授受した現金担保の取扱い

①の一般原則にかかわらず、カウンターパーティ間で変動証拠金¹⁵として授受した現金担保については、次の要件を満たす限りにおいて、デリバティブのエクスポージャーから差し引くことが認められる（ネットティングされる）。

されたい。

¹² Tier1 資本の控除項目の具体的な内容については、脚注7に記載の大和総研レポートを参照されたい。

¹³ ここでいうバーゼルⅡネットティングとは、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については「ネット再構築コスト+ネットのアドオン」とすることを認める取扱いを指す。

¹⁴ 改訂テキストパラグラフ18、19、脚注5参照。バーゼルⅡのカレント・エクスポージャー方式に基づく「再構築コスト+アドオン」をもって、デリバティブのカウンターパーティ・エクスポージャーのみならず裏付資産（参照資産）に係るエクスポージャーをも捕捉するというレバレッジ比率の考え方は、バーゼル規制の自己資本比率のそれとは異なる点に留意されたい（「バーゼルⅡに関するQ&A」第78条Q-10、第167条-Q2等参照）。

¹⁵ デリバティブ取引の証拠金については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「デリバティブ取引の証拠金規制」（鈴木利光）[2013年9月26日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130926_007726.html)

【変動証拠金として授受した現金担保：ネットイングの要件】

- (i) 変動証拠金の受入側が保有する現金が分別管理の対象ではない（適格中央清算機関（適格 CCP）¹⁶を相手方とする取引は除く）
- (ii) 変動証拠金がデリバティブ・ポジションの時価評価に基づき日次で計算・授受されている
- (iii) 変動証拠金がデリバティブ取引の決済通貨と同一の通貨である
- (iv) エクスポージャーを保全するために必要な金額の変動証拠金が授受される
- (v) 取引相手のデフォルト時等にネットで決済されることが合意されており、これがマスター・ネットイング契約に基づき、関連する全ての法域において法的な強制力を有する

（出所）改訂テキスト及び金融庁/日本銀行「レバレッジ比率の枠組みと開示要件に関するパーゼルⅢテキストの公表について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

上記（i）から（v）の要件が満たされた場合、変動証拠金として授受した現金担保は、次のような態様でデリバティブのエクスポージャーから差し引くことが認められる（ネットイングされる）。

【変動証拠金として授受した現金担保：ネットイングの態様】

- 受取担保：「再構築コスト」の減額（※1）（※2）
- 差入担保：エクスポージャーの減額

（※1）（変動証拠金として受け取った現金担保と同額の）デリバティブの時価評価益が、既に会計基準（ヘッジ会計）の適用によって消失していないことを前提とする。

（※2）「アドオン」の減額は認められない。

（出所）改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

③ CCP 向けエクスポージャーの取扱い

中央清算機関（CCP）の直接清算参加者（clearing member）たる銀行が、当該 CCP のデフォルトに伴う損失の補填を間接清算参加者（client）たる顧客に対して保証している場合、銀行の当該 CCP 向けトレード・エクスポージャー¹⁷は、①の原則どおり、エクスポージャー額（分母）に算入される。

もともと、適格 CCP の直接清算参加者たる銀行が、当該適格 CCP のデフォルトに伴う損失の補填を間接清算参加者たる顧客に対して保証していない場合、銀行の当該適格 CCP 向けトレード・エクスポージャーについては、エクスポージャー額（分母）に算入する必要はない。

¹⁶ 「適格中央清算機関（適格 CCP）」の定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「CCP 向けエクスポージャーの資本賦課」（鈴木利光）[2012 年 12 月 19 日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html

¹⁷ 「トレード・エクスポージャー」の定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「CCP 向けエクスポージャーの資本賦課」（鈴木利光）[2012 年 12 月 19 日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html

④ クレジット・デリバティブの特例

クレジット・デリバティブのプロテクションを売却した場合は、参照資産へのエクスポージャーを、実質的な想定元本 (effective notional amount) により (カウンターパーティ・エクスポージャーに加えて) エクスポージャーとして算入する¹⁸。

想定元本は、「実質的な」想定元本による。実質的な想定元本とは、レバレッジ等の影響を勘案したクレジット・デリバティブの実質的なエクスポージャーにかかる値をいう。

ただし、既に損失計上している分は、エクスポージャー額 (分母) に算入しないという取扱いが認められる。すなわち、クレジット・デリバティブの実質的な想定元本は、(将来の) 最大損失額 (maximum potential loss) を上限とすることができる¹⁹。

また、クレジット・デリバティブの実質的な想定元本は、参照資産が同一であり、優先度が同一の、又は劣後する (シングルネームの場合のみ) プロテクションの購入があり²⁰、かつその残存期間が当該クレジット・デリバティブのそれと同等以上の場合、相殺することができる²¹。その場合、二重計上を避けるべく、当該クレジット・デリバティブのカウンターパーティ・リスクに係るエクスポージャーは、上記相殺が行われた部分に限定して認識する。これを例示すると、以下のとおりとなる。

【例示：クレジット・デリバティブのエクスポージャー】

■ 銀行 A が銀行 B に対して、C 社^(※1) 社債 200 万円分を参照資産とする CDS α (満期 1 年) を売却

■ 同時に、銀行 D から、C 社^(※1) 社債 100 万円分を参照資産とする CDS β (満期 1 年) を購入

⇒ この場合のクレジット・デリバティブのエクスポージャーは次のとおり

$$\begin{aligned}
 & (200 \text{ 万円}^{(\text{※}2)} - 100 \text{ 万円}^{(\text{※}3)}) \quad \dots \text{参照資産に係るエクスポージャー (実質的な想定元本)} \\
 + & (100 \text{ 万円}^{(\text{※}4)} + 100 \text{ 万円}^{(\text{※}5)}) \times 5\%^{(\text{※}6)} \quad \dots \text{カウンターパーティ・エクスポージャー} \\
 = & 110 \text{ 万円}
 \end{aligned}$$

(※1) C 社は「優良債務者」とする。

(※2) CDS α の想定元本額

(※3) CDS β の想定元本額

(※4) CDS α のうち、相殺に供された部分

(※5) CDS β のうち、相殺に供された部分

(※6) 「優良債務者」に対する掛目

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに関する市中協議文書の公表について」より作成

¹⁸ ローンや債券等との平仄をとるための措置と位置付けられている。

¹⁹ 「例えば、実質的な想定元本 100 をエクスポージャーとして計上しており、本取引から損失 20 が発生した場合、損失 20 が Tier1 資本から控除されれば、上限である最大損失額 80 をエクスポージャーとして計上することができる」(日本銀行/金融庁「レバレッジ比率の枠組みと開示要件に関するバーゼルⅢテキストの公表について」)。

²⁰ トランピングされている商品の場合、購入するプロテクションの優先度は同一でなければならない。

²¹ これは、クレジット・デリバティブのポジション解消時の取引慣行を踏まえた特例と位置付けられている。

(4) 証券金融取引 (SFT)

レポ取引等の証券金融取引 (SFT)²²について、バーゼルⅢテキスト (2010年12月)では、会計上のエクスポージャーをエクスポージャー額 (分母) に算入することが提案されていた (バーゼルⅡネッティング²³可)。

これに対して、改訂テキストでは、SFTのエクスポージャーについて、次の2つの金額の双方を勘案することとされている。

【SFTのエクスポージャー：(i) + (ii)】

(i) 想定元本 (グロスのSFT資産。会計上のネッティングは考慮しない)

(ii) カウンターパーティ・エクスポージャー (貸出資産と借入資産の評価差額 (担保不足額))

(注)

(注) ゼロを下回る場合 (すなわち借入資産の評価額が貸出資産のそれを上回る場合) はゼロとする。

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

市中協議文書と異なり、(i)の想定元本は、次の要件を満たす限りにおいて、同一のカウンターパーティとの間のSFT取引におけるネッティングが認められる。

【SFTの想定元本：ネッティングの要件】

- 対象となる各SFTの最終決済期日が同一である
- 通常の新デフォルト時及びデフォルト時等において、取引の相手方に対する債権額及び債務額のネッティングに法的な強制力がある
- 当事者に、ネッティング決済又は、同時決済する意思がある。若しくは、当該取引が純額決済と同等のネッティング機能を具備したものとみなされる。そのために、対象となる取引は、同一の決済システムを通じて決済処理されるとともに、現金担保及び日中の信用ファシリティの供与によってその営業日内に決済されることが確保されている。また、証券ポジション (担保) の決済上の問題が、資金の決済に影響を及ぼさない。

(出所) 改訂テキスト及び金融庁/日本銀行「レバレッジ比率の枠組みと開示要件に関するバーゼルⅢテキストの公表について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、銀行がSFTの担保管理等の事務を代行するクリアリング・バンク (カストディアン・バンク) であり、顧客又はそのカウンターパーティに対して貸出資産と借入資産の評価差額の

²² バーゼルⅡテキスト52の脚注15では、SFTは以下のように定義されている。

「証券金融取引 (SFT: Securities Financing Transaction) とは、レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸借取引、マージン・レンディング取引のような取引で、取引の価値が時価に左右され、取引にはマージン・アグリーメント契約 (margin agreement) を必要とすることも多い。」 (全国銀行協会仮訳案)

²³ ここでいうバーゼルⅡネッティングとは、法的に有効な相対ネッティング契約下であること等一定の条件の下で、リスク・アセット (エクスポージャー) を計上しないことを認める取扱いを指す。

みを保証する場合（例：トライパーティ・レポ）、当該銀行は SFT のカウンターパーティ・エクスポージャーのみを認識すれば足りる²⁴。

(5) オフバランス項目

オフバランス項目のエクスポージャーについては、自己資本比率規制の標準的手法と同様の掛目を適用する（フロア 10%）。

具体的な項目とその掛目は、図表 2 のとおりである。

図表 2 改訂テキスト：オフバランス項目のエクスポージャー（項目とその掛目）

オフバランス項目		掛目	
1	コミットメント	原契約期間が1年以下のコミットメント（3・4を除く）	20%
2		原契約期間が1年超であるコミットメント（3・4を除く）	50%
3		任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント	10%
4		相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント	10%
5	信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証、手形の引受け等）		100%
6	確実な実行を伴うコミットメントである先物資産購入、先渡し預金及び部分的払込株式又は債券		100%
7	特定の取引に係る偶発債務（契約履行保証、入札保証、品質保証等）		50%
8	NIF (Note Issuance Facilities) 又は RUF (Revolving Underwriting Facilities) (※1)		50%
9	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 (※2)		20%
10	証券化エクスポージャー	適格流動性補完	50%
11		適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	各国裁量 (※3)
12		10・11以外	100%

(注) 将来においてオフバランス取引を実行する約束を行っている場合であって、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用する。

(※1) 「一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、標準的手法採用行が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう」（告示 78 条 1 項 5 号）。

(※2) 「契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう」（告示 78 条 1 項 3 号）。

(※3) BCBS は、「10%」とすることを提案している。

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

6. 開示要件

(1) 開示態様及び開示頻度

BCBS は、改訂テキストにて、メンバー国に対し、共通の枠組みに基づくレバレッジ比率の開示を義務付けることとしている。

開示が求められるのは、主に次の 3 点である。

【レバレッジ比率の開示態様】

- サマリー比較表
- 共通の開示テンプレート

²⁴ 銀行がクリアリング・バンク（カストディアン・バンク）であり、顧客又はカウンターパーティに対して貸出資産と借入資産の評価差額をも保証しない場合、当該銀行は SFT のエクスポージャーを認識する必要はない。

- 調整の説明

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

レバレッジ比率の開示は、原則として財務諸表の公表と同一の頻度で行われる。もっとも、国際的に活動する大手銀行及びその他の重要な銀行（及びそれらの重要な子会社）は、少なくとも次の3項目については（財務諸表の開示が半期ごとであっても）四半期ごとに開示しなければならない。

【大手行：四半期開示項目】

- Tier1 資本（分子）
- エクスポージャー額（分母）
- レバレッジ比率

(※) 上記の3項目は、四半期末ベースで、前3四半期の数字と併せて開示する。

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) サマリー比較表

サマリー比較表では、会計上の総資産と、レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）との比較を開示する（図表3）。比較は、調整値の開示という形式で行われる。すべての項目につき、報告日時点（例：四半期末時点）の数値の開示が求められる。

図表3 サマリー比較表

	項目	(該当通貨による表示)
1	連結総資産（財務諸表）	
2	会計上は連結対象であるが、レバレッジ比率上は連結対象に含まれない事業体（銀行、証券、保険、一般事業会社）への出資に係る調整値	
3	会計上は連結対象であるが、レバレッジ比率上は連結対象に含まれない信託財産に係る調整値	
4	デリバティブに係る調整値	
5	SFTに係る調整値	
6	オフバランス項目に係る調整値	
7	その他の調整値	
8	レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）	

(出所) 改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 共通の開示テンプレート

共通の開示テンプレートでは、レバレッジ比率の構成要素のブレイクダウンを開示する（図表4）。すべての項目につき、報告日時点（例：四半期末時点）の数値の開示が求められる。

図表 4 共通の開示テンプレート

	項目	レバレッジ比率の算出に用いる数値
オンバランス項目のエクスポージャー		
1	オンバランス項目（デリバティブ・SFTを除く。ただしこれらの担保を含む）	
2	（バーゼルⅢにおけるTier1資本の控除項目に該当する資産）	
3	総額	
デリバティブのエクスポージャー		
4	再構築コスト	
5	アドオン	
6	会計上はネットtingが認められるが、レバレッジ比率上はグロスアップが求められる受取担保	
7	（変動証拠金として授受した現金担保）	
8	（エクスポージャー額に算入されないCCP向けエクスポージャー）	
9	プロテクションを売却したクレジット・デリバティブの実質的な想定元本（調整後）	
10	（プロテクションを売却したクレジット・デリバティブにおける実質的な想定元本（調整後）の相殺とアドオンの控除）	
11	総額	
SFTのエクスポージャー		
12	グロスのSFT資産（ネットtingは考慮せず）	
13	（SFT資産のネットting額）	
14	カウンターパーティ・エクスポージャー	
15	クリアリング・バンク（カストディアン・バンク）としてのエクスポージャー	
16	総額	
オフバランス項目のエクスポージャー		
17	オフバランス項目のエクスポージャー（グロスの想定元本）	
18	（掛目の適用による調整）	
19	総額	
資本（分子）とエクスポージャー額（分母）		
20	Tier1資本の総額	
21	エクスポージャーの総額	
レバレッジ比率		
22	レバレッジ比率	

（出所）改訂テキストを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

（4）調整の説明

「調整の説明」では、財務諸表上のオンバランス資産と、レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）のうちオンバランス項目（図表4の項目1参照）との間の重要な差異を開示する。

また、レバレッジ比率（図表4の項目22参照）に、一つ前の報告日時点と比して重大な変動が生じた場合、その主要因を説明しなければならない。

7. 実施スケジュール

目下、BCBSは、3%をレバレッジ比率の最低要件として設定し、テストを行っている（試行期間：2013年1月～2017年1月）。

そして、BCBSは、その試行期間の結果を踏まえ、2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行することを視野に、2017年中²⁵に最終調整をすることとしている。

²⁵ 市中協議文書では、「2017年前半」とされていたが、改訂テキストでは「2017年中」に期限を延長している。

また、BCBS は、レバレッジ比率の開示については、2015 年 1 月から開始することとしている。

8. おわりに

以上が、改訂テキストの概要である。

改訂テキストは、エクスポージャー額（分母）の計測方法において、いくつかの点で市中協議文書を緩和している。

市中協議文書からの主要な変更点を整理すると、次のとおりとなる。

【エクスポージャー額（分母）の計測方法：市中協議文書からの主要な変更点】

- ▶ **SFT**：市中協議文書ではネットティングを一切認めないこととしていたが、改訂テキストでは一定の要件（ネットティングが法的に有効である等）の下で同一のカウンターパーティとの間の取引におけるネットティングを許容
- ▶ **オフバランス項目**：市中協議文書では原則として一律 100%の掛目を適用することとしていたが、改訂テキストでは自己資本比率規制の標準的手法と同様の掛目を適用（フロア 10%）
- ▶ **変動証拠金として授受した現金担保**：市中協議文書ではネットティングを一切認めないこととしていたが、改訂テキストでは一定の要件（変動証拠金がデリバティブ取引の決済通貨と同一の通貨である等）の下でネットティングを許容
- ▶ **CCP 向けエクスポージャー**：市中協議文書では全額をエクスポージャー額（分母）に算入することとしていたが、改訂テキストでは、適格 CCP のデフォルトに伴う損失の補填を顧客に対して保証していない場合は算入不要
- ▶ **クレジット・デリバティブ**：最大損失額（maximum potential loss）を実質的な想定元本の上限とすることを可能とする旨新たに規定

（出所）BCBS プレス・リリースを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

報道によると、上記の変更点による緩和により、レバレッジ比率が（市中協議文書と比して）およそ 0.4%改善されるという²⁶。

上記の変更点のうち、とりわけ金融業界から歓迎されたのが、レポ取引等の SFT におけるネットティングの許容である（p. 8 参照）²⁷。というのも、市中協議文書が提案していたようにネットティングを一切認めないこととした場合、日米欧の大手行は、レポ取引による借入に対し、合わせて少なくとも 1800 億ドル相当の資本を上乗せする必要があるとまで報じられていたためである²⁸。

²⁶ REUTERS “Banks wary as Basel eyes higher leverage ratio” [2014 年 1 月 14 日]参照

²⁷ FT.com “Investment banks hail victory in Basel battle” [2014 年 1 月 13 日]等参照

²⁸ FT.com “Banks warn new rules threaten ‘repo’ market” [2013 年 7 月 23 日]参照

もつとも、金融業界の要望がすべて通ったというわけではない。特に落胆をもたらしたのは、流動性カバレッジ比率（LCR）の適格流動資産（現金、国債等）²⁹をレバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）に算入することを免除する旨の要望が却下された点である。というのも、レバレッジ比率をクリアするための方法の一つにはエクスポージャー額（分母）の圧縮（すなわちデレバレッジ）があるが、これは適格流動資産を保有することを求める LCR の方向性と逆行するためである。

とはいえ、最大の焦点であったレポ取引等の SFT におけるネットティングの許容により、金融業界が大きな安堵感に包まれたことは間違いない。

そこで、次なる議論の焦点は、レバレッジ比率の分子の行方に移行している。

まずは、目下「3%」とされている最低要件であるが、米国の提案（2013年7月）は一定の規模の銀行持株会社³⁰に対して Tier1 ベースで 5%（対象行の中の預金取扱銀行については 6%）のレバレッジ比率を要求しており³¹、BCBS の議論に影響を与える可能性がある³²。

また、目下「Tier1」とされている資本の内容であるが、BCBS はこれを「普通株式等 Tier1」に厳格化する可能性を示唆している³³。

こうしたことから、レバレッジ比率の分子の行方は、2017 年中に行われる最終調整まで目が離せないといえよう。

以上

²⁹ LCR の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ）」（鈴木利光）[2013年3月18日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

³⁰ 連結資産 7000 億ドル超又は預り資産 10 兆ドル超の銀行持株会社をいう（2013年7月時点では米国最大手 8 行：Bank of America、Bank of New York Mellon、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan Chase、Morgan Stanley、State Street、Wells Fargo）。

³¹ FRB ウェブサイト参照 (<http://www.federalreserve.gov/newsevents/press/bcreg/20130709a.htm>)

³² REUTERS “Banks wary as Basel eyes higher leverage ratio” [2014年1月14日]参照

³³ 脚注 10 参照